金沢市監査公表第４号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第２項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第９項及び第 10 項の規定により当該報告を公表します。

令和６年３月 21 日

金沢市監査委員　　西　尾　　昭　浩

金沢市監査委員　　中　村　　哲　郎

金沢市監査委員　　前　　誠　一

金沢市監査委員　　源　野　　和　清

第１　監査の概要

１　監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「救急業務について」

(2) テーマの選定理由

高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景として救急需要が増加したことに伴い、令和４年の救急出動件数は過去最高の20,680件となっている。新型コロナウイルス感染症は５類感染症へ移行したものの、今後も高齢化の進展や感染症の流行、熱中症等を背景に、より一層の救急需要の増大が懸念される。また、全国的に地震や豪雨などの大規模な自然災害が頻発しており、災害時における救急体制の確保は、市民の生命を守るために極めて重要である。

こうした状況において、救急業務が適時・適切な運用がなされているかを主眼に、救急業務体制の整備や災害時における救急活動などについて検証し、救護能力の向上に資するとともに、市民の安全・安心な生活に寄与することを目的とする。

なお、平成18年度に同じテーマで行政監査を実施しており、今回と一部比較しながら考察していく。

２　監査の対象

(1) 監査の対象課

消防局消防総務課及び消防局警防課

(2) 監査の範囲

令和５年度の救急業務（ただし、必要と認められた令和４年度以前の救急業務を含む。）

３　監査の期間

令和５年７月18日から令和６年３月４日まで

４　監査の方法

救急業務が効果的かつ効率的・経済的に行われているかどうかを主眼とし、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員からの実態調査及び説明聴取により監査を行った。

５　監査の着眼点

(1) 必要な救急業務体制は整備されているか。

(2) 救急業務は効率的かつ効果的に行われているか。

(3) 災害時の救急業務体制は確保されているか。

６　監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、前誠一、源野和清

第２　監査の結果

１　救急業務体制

(1) 救急業務体制の概況

救急業務は、消防法（昭和23年法律第186号）第２条第９項に規定されており、本市の救急業務を担う救急隊は11隊で編成されている。

前回監査時の平成18年は８隊であったが、救急需要の増加に伴い、近年は増隊を行っており、平成26年12月に小立野出張所、令和元年12月に三和出張所、令和５年６月に臨港出張所で救急業務を開始している。そのほかに、消防局に予備の救急自動車を備え、必要に応じて１隊を臨時に編成している。救急隊は救急自動車１台につき救急隊員８人から10人で編成されており、出動時には救急自動車に３人が乗車し、うち１人以上が救急救命士となるような編成としている。なお、総務省消防庁が定めた「消防力の整備指針」によれば、本市の人口規模からすると12隊配置を基準として、昼間人口や高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況を勘案した数が目標とすべき整備水準となっている。

救急隊の組織図は次表のとおりである。

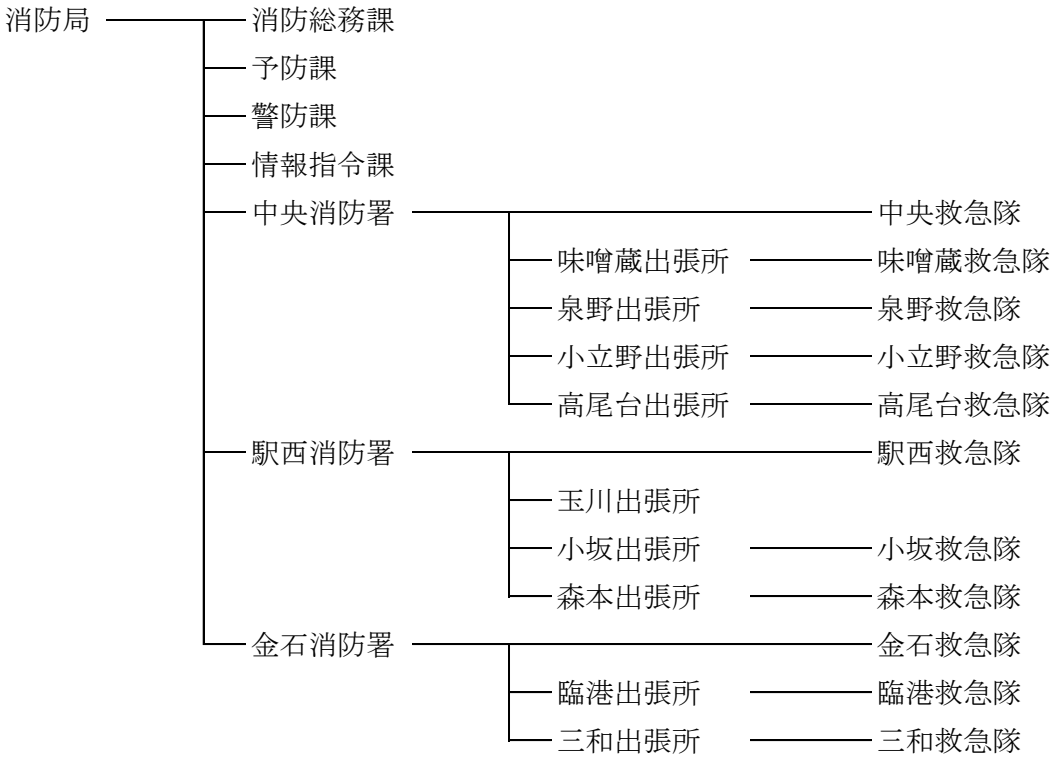

(2) 救急隊員の配備等

ア　救急隊員の配備状況

救急隊員の配備状況及びその推移は、次表のとおりである。

（令和５年８月末日現在）

年 / 救急隊名	２年		３年		４年		５年	
	救急救命士	その他	救急救命士	その他	救急救命士	その他	救急救命士	その他
中央救急隊	6 人	4 人	7 人	3 人	6 人	4 人	6 人	4 人
味噌蔵救急隊	6 人	4 人	5 人	5 人	6 人	4 人	6 人	4 人
高尾台救急隊	5 人	3 人	5 人	3 人	6 人	2 人	6 人	2 人
泉野救急隊	5 人	3 人	7 人	3 人	6 人	4 人	6 人	4 人
小立野救急隊	5 人	3 人	6 人	2 人	6 人	4 人	6 人	2 人
駅西救急隊	6 人	4 人	6 人	4 人	6 人	4 人	6 人	4 人
小坂救急隊	6 人	2 人	6 人	2 人	6 人	4 人	5 人	3 人
森本救急隊	6 人	2 人	5 人	3 人	6 人	4 人	5 人	3 人
金石救急隊	6 人	4 人	5 人	5 人	8 人	2 人	8 人	2 人
臨港救急隊							4 人	4 人
三和救急隊	5 人	3 人	7 人	1 人	8 人	2 人	6 人	2 人
合計	56 人	32 人	59 人	31 人	64 人	34 人	64 人	34 人
救急隊員総数	88 人		90 人		98 人		98 人	

（注）「その他」は救急科修了者

救急隊は、救急科（250時間以上の講習）を修了した者で構成されており、98人の救急隊員が所属している。救急隊員のうち、64人は救急救命士の資格を保有している。救急救命士は、救急科修了者が行える処置に加え、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者）に対して、厚生労働大臣の指定する薬剤の投与等の処置を実施することができる。

救急隊員数を平成18年と比較すると、30人増（44.1％増）であり、救急隊が３隊増加したことに伴うものである。本市の救急隊員のうち、消防隊員と兼務している者はいないが、出動状況により、消防隊から応援で救急自動車に乗車する場合がある。こうした場合においても、救急救命士は必ず１人以上乗車することとしており、救急業務の質は確保されている。

参考資料：前回の監査結果

年	15年		16年		17年		18年	
	救急救命士	その他	救急救命士	その他	救急救命士	その他	救急救命士	その他
救急隊合計	33 人	33 人	37 人	29 人	40 人	28 人	42 人	26 人
救急隊員総数	66 人		66 人		68 人		68 人	

イ　救急隊員の育成等

救急隊員の資格者を増やすため、石川県消防学校救急科（250時間講習）へ、消防隊員を派遣している。また、救急救命士の資格者を増やすため、救急隊として５年以上勤務又は２千時間以上救急活動に携わった者を、主に一般財団法人救急

振興財団救急救命東京研修所（835時間講習）へ派遣している。このことにより、救急隊に配属可能な者を増やすとともに、救急救命士数を増やし、質の高い救急救命処置を提供できるように努めている。

区　　分	２年度	３年度	４年度	５年度
救急科（250時間講習）派遣	10 人	10 人	10 人	10 人
救急救命士（835時間講習）派遣	1 人	3 人	2 人	2 人

ウ　救急隊の増隊状況について

救急隊の増隊状況については、新型コロナウイルス感染症増加対策のため、令和４年12月19日から令和５年２月６日まで臨時で救急隊を増隊している。

また、新型コロナウイルス感染症増加及び熱中症対策のため、令和５年８月１日から同月31日まで増隊している。臨時増隊の隊員は主に中央消防署の署員で構成しており、玉川出張所等で出動待機している。

なお、臨時増隊期間中は、警防課の予備救急隊も直ちに出動できる体制を整えており、最大で13隊が出動できるよう備えている。

エ　救急隊以外の救急有資格者

救急隊以外の救急有資格者については、救急隊以外に配属されている消防隊員のうち、救急科等を修了した有資格者が188人いる。このうち救急救命士は９人である。

(3) 救急自動車の配備状況

救急自動車の配備状況については、救急自動車を14台(うち３台予備車)保有しており、全て高度な応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する高規格の救急自動車である。３台の予備の救急自動車は、臨時救急隊の増隊や非常災害時における救急隊増強体制の確保に対応するためのものである。

なお、中核市における救急自動車の保有数は平均で15.2台であり、うち高規格の救急自動車の保有は平均14.7台となっている。(中核市市長会ＨＰ　令和４年度都市要覧より)

２　救急業務の実施状況

(1) 救急出動件数等の推移

ア　救急出動件数等の推移

救急出動件数、救急搬送人員数等の推移は、次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

項　目＼年	２年	３年	４年	５年	４年（全国速報値）
救急出動件数	16,653 件	17,815 件	20,680 件	15,081 件	7,229,838 件
救急搬送人員	14,779 人	15,868 人	17,691 人	12,507 人	6,216,909 人
一日当たりの出動件数	45.5 件	48.8 件	56.7 件	41.3 件	19,808 件
救急隊員1人当たり平均出動件数	567 件	594 件	633 件	461 件	
市民利用の割合	市民31人に1人	市民29人に１人	市民26人に1人	市民37人に1人	国民20人に1人

参考資料：前回の監査結果

（各年とも１月から12月の数値、18年は８月末日現在まで(累計)）

項　目＼年	15年	16年	17年	18年	17年（全国）
救急出動件数	12,017 件	12,539 件	12,896 件	8,878 件	5,277,936 件
救急搬送人員	11,247 人	11,735 人	12,091 人	8,322 人	4,955,976 人
一日当たりの出動件数	32.9 件	34.4 件	35.3 件	36.5 件	14,460 件
救急隊員1人当たり平均出動件数	563 件	588 件	605 件	416 件	
市民利用の割合	市民39人に1人	市民39人に１人	市民38人に1人	市民55人に1人	国民26人に1人

令和４年においては、平均して市民約26人に１人、全国では国民約20人に１人が救急自動車を利用したことから、全国と比較するとその割合は低いものの、令和４年の救急出動件数は過去最高数となり、令和５年の救急出動件数もこれを更新する見込みとなっている。

なお、平成17年と令和４年を比較すると、救急出動件数は金沢市が7,784件増（60.4％増）、全国が1,951,902件増（37.0％増）、救急搬送人員は金沢市が5,600人増（46.3％増）、全国が1,260,933人増（25.4％増）であり、本市における救急出動件数及び救急搬送人員数は急激に増加している。

イ　傷病程度別救急搬送数の推移

傷病程度別救急搬送数の推移は、次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

傷病程度＼年		２年	３年	４年	５年	４年（全国速報値）
人数	死　亡	254 人 (1.7%)	330 人 (2.1%)	346 人 (2.0%)	222 人 (1.8%)	90,774 人 (1.4%)
	重　症	2,003 人 (13.6%)	2,241 人 (14.1%)	2,128 人 (12.0%)	1,365 人 (10.9%)	478,775 人 (7.7%)
	中等症	7,040 人 (47.6%)	7,096 人 (44.7%)	8,131 人 (46.0%)	5,758 人 (46.0%)	2,704,042 人 (43.5%)
	軽　症	5,482 人 (37.1%)	6,201 人 (39.1%)	7,085 人 (40.0%)	5,161 人 (41.3%)	2,938,525 人 (47.3%)
	その他	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	1 人 (0.0%)	1 人 (0.0%)	4,793 人 (0.1%)
	計	14,779 人	15,868 人	17,691 人	12,507 人	6,216,909 人

（注）１　( )内は構成比を示す。

２　区分の定義は以下のとおり。

「死　亡」　初診時において、死亡が確認されたもの
「重　症」　傷病の程度が３週間以上の入院加療を必要とするもの
「中等症」　傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの
「軽　症」　傷病の程度が入院加療を必要としないもの
「その他」　医師の診断のないもの及び「その他の場所」へ搬送したもの

傷病程度別救急搬送数については、令和４年は40.0％が入院加療を必要としない軽症者であった。本市における軽症者の救急搬送の割合は、全国に比べて低いものの、徐々に増加する傾向にある。

ウ　年齢区分別救急搬送数の推移

年齢区分別救急搬送数の推移は、次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

年齢区分＼年	２年	３年	４年	５年	４年（全国速報値）
新生児（～生後27日）	18　人（0.1%）	20　人（0.1%）	30　人（0.2%）	18　人（0.1%）	12,444　人（0.2%）
乳幼児（生後28日～6歳）	386　人（2.6%）	480　人（3.0%）	543　人（3.1%）	488　人（3.9%）	274,026　人（4.4%）
少年（7歳～17歳）	406　人（2.8%）	444　人（2.8%）	539　人（3.0%）	387　人（3.1%）	205,161　人（3.3%）
成人（18歳～64歳）	4,448　人（30.1%）	4,604　人（29.0%）	5,003　人（28.3%）	3,589　人（28.7%）	1,862,404　人（30.0%）
高齢者（65歳～）	9,521　人（64.4%）	10,320　人（65.1%）	11,576　人（65.4%）	8,025　人（64.2%）	3,862,874　人（62.1%）
計	14,779　人	15,868　人	17,691　人	12,507　人	6,216,909　人

（注）　（　）内は構成比を示す。

年齢区分別救急搬送数の推移については、高齢者が高い割合を占めている。なお、令和４年10月１日現在の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、全国においては29.0％、金沢市においては27.3％であり、本市の高齢者の人口比は全国の数値より低いものの、高齢者の救急搬送数が全国の数値と比較し、高い水準にある。

エ　搬送困難件数の推移

搬送困難件数とは、「医療機関への受入れ照会４回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案であり、その件数は次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

区　分	２年	３年	４年	５年
搬送困難件数	205　件	255　件	612　件	423　件
うち新型コロナウイルス感染症関連	47　件	42　件	144　件	96　件

なお、令和３年から令和４年にかけて、新型コロナウイルス感染症関連及び発熱を伴う事例が増加している。

(2) 救急隊の業務状況

ア　救急隊別の救急出動状況

救急隊別の救急出動状況は、次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

出動状況＼年			２年	３年	４年	５年
中央消防署	中央救急隊	出動件数	1,764 件	2,031 件	2,311 件	1,570 件
		搬送人員	1,484 人	1,711 人	1,844 人	1,262 人
	味噌蔵救急隊	出動件数	2,312 件	2,387 件	2,734 件	2,013 件
		搬送人員	1,976 人	2,152 人	2,184 人	1,483 人
	泉野救急隊	出動件数	1,861 件	1,936 件	2,291 件	1,682 件
		搬送人員	1,726 人	1,763 人	2,043 人	1,444 人
	小立野救急隊	出動件数	1,774 件	1,886 件	2,043 件	1,539 件
		搬送人員	1,633 人	1,731 人	1,816 人	1,271 人
	高尾台救急隊	出動件数	1,189 件	1,294 件	1,610 件	1,152 件
		搬送人員	1,084 人	1,165 人	1,316 人	951 人
駅西消防署	駅西救急隊	出動件数	2,254 件	2,341 件	2,687 件	1,852 件
		搬送人員	1,920 人	2,041 人	2,305 人	1,522 人
	小坂救急隊	出動件数	1,362 件	1,471 件	1,630 件	1,136 件
		搬送人員	1,253 人	1,376 人	1,479 人	1,014 人
	森本救急隊	出動件数	1,231 件	1,242 件	1,432 件	955 件
		搬送人員	1,131 人	1,140 人	1,296 人	839 人
金石消防署	金石救急隊	出動件数	1,619 件	1,687 件	1,920 件	1,263 件
		搬送人員	1,441 人	1,474 人	1,654 人	1,064 人
	臨港救急隊	出動件数				284 件
		搬送人員				253 人
	三和救急隊	出動件数	1,278 件	1,503 件	1,635 件	1,156 件
		搬送人員	1,122 人	1,283 人	1,446 人	1,036 人
消防局	その他（予備）	出動件数	9 件	37 件	387 件	479 件
		搬送人員	9 人	32 人	308 人	368 人
合　計		出動件数	16,653　件	17,815　件	20,680　件	15,081　件
		搬送人員	14,779　人	15,868　人	17,691　人	12,507　人

令和４年の出動件数は、まちなかエリアにある味噌蔵救急隊が最多であり、搬送人員数は、金沢駅を管轄する駅西救急隊が最多である。

イ　救急自動車の現場到着所要時間の状況

救急自動車の現場到着所要時間とは、救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間のことであり、その推移は次表のとおりである。

なお、全国と比較すると、本市では救急自動車が平均して１分程度早く現場に到着していることとなる。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

年 現場 到着所要時間		２年	３年	４年	５年	３年 (全国)
件数	３分未満	64 件 (0.4%)	62 件 (0.3%)	68 件 (0.4%)	45 件 (0.3%)	39,916 件 (0.6%)
	３分以上 ５分未満	589 件 (3.5%)	474 件 (2.7%)	372 件 (1.8%)	395 件 (2.6%)	216,803 件 (3.5%)
	５分以上 10分未満	12,751 件 (76.6%)	13,338 件 (74.9%)	14,088 件 (68.1%)	11,216 件 (74.4%)	3,529,332 件 (57.0%)
	10分以上 20分未満	3,186 件 (19.1%)	3,830 件 (21.5%)	5,920 件 (28.6%)	3,345 件 (22.2%)	2,249,759 件 (36.3%)
	20分以上	63 件 (0.4%)	111 件 (0.6%)	232 件 (1.1%)	80 件 (0.5%)	157,771 件 (2.6%)
	計	16,653 件	17,815 件	20,680 件	15,081 件	6,193,581 件
	平均(分)	7.8 分	8.1 分	8.8 分	8.1 分	9.4 分

（注）　（　）内は構成比を示す。

ウ　救急自動車の収容所要時間の状況

救急自動車の収容所要時間とは、救急事故の覚知から医療機関に収容するまでに要した時間のことであり、その推移は次表のとおりである。

なお、全国と比較すると、本市では平均して８分程度早く医療機関に収容されていることとなる。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

年 収容 所要時間		２年	３年	４年	５年	３年 (全国)
人数	10分未満	1 人 (0.0%)	1 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	3 人 (0.0%)	428 人 (0.0%)
	10分以上 20分未満	454 人 (3.1%)	417 人 (2.6%)	341 人 (1.9%)	248 人 (2.0%)	91,328 人 (1.7%)
	20分以上 30分未満	5,813 人 (39.3%)	5,401 人 (34.0%)	4,790 人 (27.1%)	3,820 人 (30.5%)	1,073,314 人 (19.6%)
	30分以上 60分未満	8,191 人 (55.4%)	9,676 人 (61.0%)	11,745 人 (66.4%)	7,990 人 (63.9%)	3,609,204 人 (65.7%)
	60分以上 120分未満	307 人 (2.1%)	365 人 (2.3%)	806 人 (4.5%)	438 人 (3.5%)	677,442 人 (12.3%)
	120分以上	13 人 (0.1%)	8 人 (0.1%)	9 人 (0.1%)	8 人 (0.1%)	40,028 人 (0.7%)
	計	14,779 人	15,868 人	17,691 人	12,507 人	5,491,744 人
	平均(分)	32.9 分	33.9 分	36.5 分	35.3 分	42.8 分

（注）　（　）内は構成比を示す。

(3)　ＰＡ連携の状況

ＰＡ連携とは、救急現場において消防隊と救急隊が連携して救急・救護活動などを行うことであり、本市では令和３年８月から運用を開始している。消防自動車に

はＡＥＤ（自動体外式除細動器）が搭載されており、心肺停止等の緊急を要する場合に、いち早く救護活動を開始できるほか、消防隊が救急現場を片付けている間に、救急隊が医療機関に向け搬送開始するなど、救急隊が傷病者の救護や救命処置に専念でき、収容所要時間を短縮する効果がある。その推移は次表のとおりである。

ＰＡ連携数		
３年	４年	５年
1,224 件	1,682 件	637 件

※　令和３年８月制度導入、５年は８月末日現在まで(累計)

(4) 救急出動時の近隣市町村との連携

石川県内の近隣５市町（かほく市、津幡町、内灘町、白山市、野々市市）とは、救急自動車の相互乗入れについて、日常的に連携して業務を行っている。令和４年は69件、令和５年は８月末日までに51件の応援及び受援を行っている。救急自動車両の相互乗入れを行うことで、現場到着時間を短縮する効果がある。

ア　消防指令センターの共同運用

救急に関する通報を含む119番通報は、金沢市・かほく市・津幡町・内灘町が共同運用している消防指令センターで受信し、各救急隊に対し出動指令を送信している。消防指令センターは、金沢市消防局内に設置されており、金沢市消防局情報指令課の職員のほか、かほく市・津幡町・内灘町の職員が常時勤務し、消防通信指令業務を行っている。

イ　白山野々市広域消防本部との連携

白山野々市広域消防本部（白山市、野々市市及び川北町で構成）との連携については、互いの車両動態を把握するシステムを整備している。また、出動要請は専用の電話回線を使用しているため、即応体制が整っている。

３　外国語話者及び聴覚・言語障害者に関する救急業務

(1) 多言語対応金沢救急アプリに関する救急業務

多言語対応金沢救急アプリとは、救急現場において、日本語を話せない搬送対象者にタブレットを操作してもらい、円滑に事情聴取を行うためのツールである。このアプリは、金沢市消防局が金沢市医師会からの指導・助言を受けて、独自に開発したものであり、平成28年３月から運用を開始している。

多言語対応金沢救急アプリは英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語、イタリア語、ロシア語、オランダ語、ポルトガル語、スペイン語及びタイ語に対応し、また、日本語も表示されることから、聴覚・言語障害者も利用することができる。

予備車を含む全ての救急自動車にタブレットを配備し、外国語話者及び聴覚・言語障害者の救急搬送時に利用している。

(2) 外国語話者に関する救急業務

外国語話者に関する救急業務については、通報者が日本語を話すことが出来ない場合に備えて、民間事業者が提供するサービスである多言語コールセンターを活用している。多言語コールセンターは、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語の５か国語に対応しており、通報時に契約会社のオペレーターと三者通話で事情聴取することができる。

外国語話者の救急搬送件数及び多言語コールセンターの利用件数は、次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

年 件名	２年	３年	４年	５年
外国語話者の救急搬送件数	68 件	50 件	10 件	38 件
多言語コールセンター利用件数	4 件	1 件	3 件	2 件

(3) 聴覚・言語障害者に関する救急業務

聴覚・言語障害者に関する救急業務については、通報者が聴覚や言語に障害があり、音声での通報ができない場合に備えて、スマートフォンやＦＡＸを利用し通報が可能な体制を整えている。スマートフォンを利用した通報については、画面上のボタン操作や文字入力で119番通報ができるＮＥＴ119緊急通報システムを使用している。

ＮＥＴ119通報件数及びＦＡＸ119通報件数は、次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

年 件名	２年	３年	４年	５年
NET119通報件数	2 件	0 件	1 件	3 件
FAX119通報件数	1 件	2 件	0 件	1 件

4　災害時の救急業務体制の確保について

(1) 災害時における救急に関する計画

災害時における救急に関する計画については、局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生し、通常の出動体制では対応できない災害を対象として、救急隊等の効率的な運用と関係機関の密接な連携を保持し、迅速、適切な救急活動を実施するため、「集団救急事故活動計画（平成５年消防本部訓令乙第１号)」を策定している。計画では、関係機関との連携、トリアージ（傷病者の傷病程度に応じた選別）の基準や応急救護所の設置等を定めており、緊急度の高い傷病者を最優先として救命活動が行うことができるように備えている。

(2) 緊急消防援助隊について

緊急消防援助隊は、被災した都道府県内の消防力では対応が困難な大規模災害等に対応するため、国家的観点から人命救助活動等を実施し得るよう、全国の消防機

関相互で編成する援助隊であり、その制度は平成７年６月に創設されている。災害発生時においては、消防庁長官の指示により出動する。本市においては、中央救急隊、駅西救急隊、小坂救急隊及び三和救急隊の４隊が緊急消防援助隊に登録している。また、総務省消防庁から拠点機能形成車を無償貸与されており、車両内は作戦本部、応急救護所として活用できる。

本市の出動実績は、平成16年７月の新潟・福島豪雨災害、同月の福井豪雨災害、同年10月の新潟県中越沖地震及び平成23年３月の東日本大震災である。近年は災害発生に伴う応援や受援を行っていないが、中部ブロック合同訓練や全国合同訓練に参加し、大規模な災害に備えている。

(3) 石川県消防広域応援協定について

石川県内で地震等の大規模災害が発生した際は、石川県消防広域応援協定（平成３年８月１日締結）に基づき、緊急消防援助隊に準じて、石川県内の市町で相互応援を行う。令和６年能登半島地震においては、救急隊等の応援隊を派遣している。

(4) 災害時の近隣市町との連携

災害時の救急業務について、白山野々市広域消防本部、かほく市、津幡町、内灘町、南砺市及び小矢部市と消防相互応援協定を締結している。令和４年は３件、令和５年は８月末日までに２件の応援及び受援を行っている。

(5) その他の訓練実施状況について

その他の訓練実施状況については、金沢市医師会、石川ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、日本赤十字社、石川県航空消防防災グループ、石川中央都市圏内消防本部（かほく市消防本部、津幡町消防本部、内灘町消防本部、白山野々市広域消防本部）、金沢市第三消防団団本部・潟津分団、金沢市消防局及び消防署が参加する大規模救急救助訓練を令和４年11月28日に実施している。訓練を通して、石川中央都市圏内消防本部や石川県、医療機関との協力体制の確立と連携体制の充実強化を図り、大規模な災害に備えている。

５　市民指導・啓発活動

救急事故発生時には、現場に居合わせた市民(バイスタンダー)による速やかな応急手当が肝要であり、次のような市民指導・啓発を行っている。

(1) 救急要請時の市民指導

消防指令センターにおいては、市民が救急要請をしてきた場合、「救急要請時の口頭指導実施要綱(平成13年発金消本第274号)」に基づき、電話で応急対応について指導している。消防指令センターには常に１人以上の救急救命士が勤務しており、応急対応について的確な指示を行うことができる体制となっている。市民指導の件数の推移は、次表のとおりである。

（各年とも１月から12月の数値、５年は８月末日現在まで(累計)）

年	２年	３年	４年	５年
救急要請時の市民指導	292 件	311 件	320 件	186 件

(2) 市民向け救急救命講習会

市民向け救急救命講習会（以下「講習会」という。）については、市民の救護能力を高めるため、広く市民に対し実施しており、中学生以上は誰でも受講可能である。講習会は月10回の定期講習会と、団体（10人以上）を対象とする定期外講習会があり、消防局内に設置されている防災センター等において次表のとおり実施している。警防課の会計年度任用職員２人が救急指導員として講習を行うほか、各救急隊が交代で指導に当たっている。

（各年とも１月から12月の数値(累計)）

講習区分 ＼ 年		２年	３年	４年	講習内容
上級救命講習（８時間講習）	受講人員	48 人	9 人	40 人	心肺蘇生法、止血法、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法
	回　　数	3 回	1 回	3 回	
普通救命講習（３時間又は４時間講習）	受講人員	1,447 人	1,635 人	2,002 人	心肺蘇生法、止血法
	回　　数	126 回	194 回	233 回	
その他の講習（３時間未満）	受講人員	136 人	385 人	1,002 人	心肺蘇生法
	回　　数	5 回	12 回	28 回	

6　救急業務に関する財務事務

令和４年度決算において、救急業務に要した費用は次表のとおりである。この費用と令和４年４月から令和５年３月までの救急出動件数21,251件を対比し、救急出動１件当たりにおける直接のコストを算定すると、約３万１千円となる。

（単位：千円）

項　目	車両・資機材費	救急消耗品費	人件費	燃料代	計
金　額	4,675	16,080	630,140	12,193	663,088

7　救急隊員の服務状況

(1) 基本的な勤務

１人の隊員に着目した、１周期の基本的な勤務時間割は次表のとおりであり、２交代制の勤務となっている。

	8:30	12:00	13:00	17:15	18:15	22:30	5:00 8:30
第１日目	勤務	休憩	勤務	休憩	勤務	休憩	
第２日目	非番						
第３日目	勤務	休憩	勤務	休憩	勤務	休憩	
第４日目	非番						
第５日目	勤務	休憩	勤務	休憩	勤務	休憩	
第６日目	非番						
第７日目	休日						
第８日目	休日						

ア　勤務日における勤務時間　24時間中15時間30分

イ　勤務日における休憩時間　24時間中８時間30分

ウ　１週間における勤務時間　38時間45分（平均）

(2) 超過勤務

ア　救急、火災等災害出動分(主に休憩時の勤務)

当務以外の時間(休憩時間等)において救急や火災のための出動が、令和４年度平均で１人当たり年132時間であった。

平成15年から平成17年までの１人当たり年77.5時間と比較すると、54.5時間増（70.3％増）であり、夜間出動（22時30分から５時00分までの休憩時間に出動）の増加が主な原因である。なお、職員の服務等に関する条例施行規則（平成７年規則第５号）第８条の２に定められている時間外勤務の上限時間の規定には抵触していない。

イ　通常業務分(非番時の勤務)

救急隊員が非番時において、講習会実施のために出勤する時間は、令和４年度平均で１人当たり年0.16時間となっており、平成15年から平成17年までの１人当たり年14.9時間と比較すると減少している。これは、平成21年12月から会計年度任用職員２人を講習会担当にしたほか、平成24年度から講習会を不定期開催から定期開催としたことによるものである。

また、講習会を除いた非番時の勤務は、令和４年度平均で１人当たり年15.5時間となっており、主に訓練への参加によるものである。

(3) 救急隊員個々の負担の軽減等の取組について

救急隊員個々の負担の軽減等の取組については、各消防署内で、日毎に救急隊員の配置換えを行っているほか、配属先を考慮しながら定期人事異動を年２回実施している。

８　救急隊員の感染症防止対策について

救急隊が感染症に罹患している傷病者を搬送する場合や血液等で救急自動車等が汚損した場合に、感染防止衣の脱衣やシャワー、車両の清掃までの除染作業を可能にするための設備として、令和４年７月に消防局内に感染防止対策室を設置している。

また、同月に感染防止マニュアルを策定し、各種ワクチンの接種や標準予防策の徹底、感染防止対策室の運用等について記載している。

9　監査の結果

監査に当たり、近年の救急需要の増加を受け、救急業務が適時・適切な運用がなされているかについて特に意を用いて実施した結果、消防局では救急隊員の増員や救急隊の増隊、ＰＡ連携や近隣５市町との救急自動車の相互乗入れなど、救急業務を効率的かつ効果的に行うよう取り組んでおり、救急自動車の現場到着所要時間及び収容所要時間は全国平均よりも短く、市民に対する救急業務体制は維持されている。

こうしたことから、救急業務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

10　監査結果に添える意見

今後は、次の事項に留意の上、更なる救急業務の適正かつ効率的な運用に向けて万全を期されたい。

(1) 救急隊の増隊について

本市の出動件数は平成17年以降60％以上増加しており、引き続き増加傾向にある。平成26年度以降に救急隊３隊を増やし、救急体制の維持に努めていることは評価するが、総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」によれば、本市の規模からすると12隊配置を基準とし、昼間人口や高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況を勘案した数が目標となる。また、近年は夜間出動件数の増加に伴い、救急隊員の休憩時間における出動時間も増加している。こうした状況において、救急隊の負担を軽減しながら市民の救急ニーズに迅速に応えるため、高齢化等に伴う将来の救急需要の推移を予測しつつ、救急隊のさらなる増隊の必要性について検討されたい。

(2) 救急自動車の適正利用について

本市の出動件数及び搬送人数は、ともに過去最高となっているため、今後は本当に利用しなければならない人の搬送に遅れがでることが危惧される。また、搬送困難件数の増加が示すとおり、医療機関が受入れできる搬送人数は限度があることから、消防局は、引き続き救急救命講習会やホームページ等で救急自動車の適切な利用を促す市民啓発に努めるとともに、救急搬送の要否について、市民が各自で判断できるための救急相談など救急情報提供のあり方についても方策を講じられたい。